その他告示

○外務省告示第百六十二号

日本国政府は、令和七年一月二十九日にパリで、「第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定」に署名した。同協定は、その第十二条の１の規定に従い、令和七年三月一日に効力を生じた。

同協定の締約者は、令和七年三月一日現在次のとおりである。

フランス共和国、日本国、スイス連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

令和七年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

（訳文）

第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定

この枠組協定の締約者は、

エネルギーの需要が世界的規模で増大することが予測されること並びに革新的な技術及び燃料の開発及び利用が将来の世界全体のエネルギーの需要を持続可能な態様で満たすことに貢献することができることを考慮し、

進歩的な次世代の原子力システムの開発についての多くの国による研究及び開発に関する協力が、これらのシステムの実現に向けての進歩に資することを考慮し、

この枠組協定（第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定）を通じ、「第四世代システム」と称する次世代の原子力システムについての研究及び開発に関する国際協力のための基礎を提供してきた第四世代国際フォーラム（以下「ＧＩＦ」という。）の活動を継続することを希望し、

二千五年二月二十八日にワシントンで作成された第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定（二千十五年二月二十六日に効力を生じた第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定の有効期間を延長する協定により有効期間が延長され、二千二十五年二月二十八日に当該有効期間が満了するもの）（以下「二千五年の枠組協定」という。）並びに二千一年六月に署名のために開放された第四世代国際フォーラム憲章（ＧＩＦの当初の設立に関するもの）及び二千十一年一月に署名のために開放された第四世代国際フォーラム憲章（ＧＩＦにおける協力の延長に関するもの）（以下「ＧＩＦ憲章」という。）の下で行われたＧＩＦの従前の活動を認識し、

ＧＩＦ憲章の目的は、原子力の安全、放射性廃棄物、核拡散及び公衆の認識に関する懸念に十分に対処しつつ、価格競争力を有する確実なエネルギーの供給を第四世代システムを利用する国に提供するような態様でこれらのシステムが許可され、建設され、及び運転されるよう、一又は二以上の第四世代システムの基本構想を策定することに関係するものであることを認識し、

ＧＩＦの設立におけるＧＩＦ憲章の重要性及びＧＩＦの設立の結果この枠組協定に先立ち行われた協力における二千五年の枠組協定の重要性に留意し、

二千五年の枠組協定の効力発生の後、ＧＩＦの管理は、実際上常に二千五年の枠組協定を通じて行われてきたことに留意し、

この枠組協定が、今後、ＧＩＦに関係する全ての活動のための唯一の管理機構を提供することを確保することを希望し、

ＧＩＦが、六の最も有望な第四世代システム並びにこれらのシステムを技術的に成熟した水準にまで高めるために必要な研究及び開発を特定する「第四世代の原子力システムのための技術の行程（技術の行程に関する報告）」（二千二年十二月）を完成させ、更に二千十四年に同行程を更新したことを考慮し、

二千五年の枠組協定の当事者の省庁、機関又は他の団体が、六の最も有望な第四世代システムに関係し、かつ、二千五年の枠組協定に合致したシステムに関する取決め、事業に関する取決め及び了解覚書に参加してきたことを考慮し、

政策グループ、専門家グループ及び事務局から成るＧＩＦ管理機構の価値を認識し、

特定された第四世代システムが、ガス冷却高速炉システム、鉛冷却高速炉システム、溶融塩炉システム、ナトリウム冷却高速炉システム、超臨界水冷却炉システム及び超高温炉システムから成ることに留意し、

第四世代システムの研究及び開発に関する協力であって、ＧＩＦ憲章及び二千五年の枠組協定において既に特定され、かつ、これらを通じて実施されたもの（次の協力活動を含む。）を強調し、

第四世代システムに関する多数国間の協力の可能性がある分野を特定する活動

協力して行う研究及び開発の事業を促進する活動

協力及びその成果の報告に関する指針を定める活動

協力して行う研究及び開発の事業に関し、その進捗を定期的に審査し、及びその方向性について勧告を行う活動

研究が必要とされる可能性がある分野の目録を作成し、及び定期的に見直す活動

ＧＩＦの目的の達成を推進するために共同の決定により行うその他の活動

特定された六の第四世代システムを推進するため、締約者並びにそれらの省庁、機関及び他の団体が、国際的な研究共同体に属する産業、学術、政府及び非政府の各部門とともに、第四世代システムの実証及び利用を加速することを目的とする研究及び開発に関する協力を引き続き実施することを容易にすることを希望し、

千八百八十三年三月二十日にパリで作成された工業所有権の保護に関するパリ条約（その修正及び改正を含む。）に留意して、

次のとおり協定した。

第一条　目的

１　この枠組協定は、ＧＩＦの目的及び理想、すなわち、原子力の安全、放射性廃棄物、核拡散及び公衆の認識に関する懸念に十分に対処しつつ、価格競争力を有する確実なエネルギーの供給を第四世代システムを利用する国に提供するような態様で許可され、建設され、及び運転され得る一又は二以上の第四世代システムの基本構想を策定することについて、その実現を促進し、及び容易にするための国際的な協力を継続することに関する新たな枠組みを設定することを目的とする。

２　この枠組協定に基づく協力は、平和的目的のためにのみ、かつ、不拡散の目的及び締約者の関係する国際的な義務に従って行うものとし、また、平等、相互の利益及び相互主義を基礎として行う。

第二条　協力の形態

この枠組協定に基づく協力の形態は、次のものを含むことができるが、これらに限られない。

(a) 共同の研究及び技術開発

(b) 科学技術活動並びに研究及び開発の方法及び結果に関する技術的な情報及びデータの交換

(c) 技術的な実証を行うための支援（産業界からの適当な参加者とともに行うものを含む。）

(d) 共同の試験又は実験の実施

(e) 研究所、学術機関、実験施設その他の施設で実施される実験、分析、設計その他の研究開発活動への職員（科学者、技術者及び他の専門家を含む。）の参加

(f) 実験、試験及び評価のための試料、資材及び設備の交換又は貸与

(g) セミナー、科学的な会議その他の会合の開催及びこれらの会合への参加

(h) 必要な実験施設の設置に対する資金的貢献

(i) 科学者及び技術専門家の訓練及び技能の向上

第三条　実施

１　締約者は、適当な場合には、政府機関、科学アカデミー、大学、科学研究センター、研究所、民間企業及び政府間機関の間の直接の連絡及び協力の発展を奨励し、及び容易にする。

２　各締約者は、第十二条又は第十四条に定める該当する手続に従い、第一条に規定する目的を達成するための実施機関として、当該締約者自身又はその一若しくは二以上の省庁、機関若しくは他の団体を指定する。これらの実施機関は、附属書Ａに掲げる。同附属書から附属書Ｃまでは、この枠組協定の不可分の一部を成す。